

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項及び国立大学法人鹿児島大学職員就業規則(平成16年規則第43号。以下「職員就業規則」という。)第29条並びに国立大学法人鹿児島大学船員就業規則(平成16年規則第44号。以下「船員就業規則」という。)第29条の規定に基づき、職員(年俸制の適用を受ける教育職員除く。)の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 給与の支給等に関して、この規則の定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条第1項後段に規定する労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(給与の区分)

第4条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 本給は、本給月額及び本給の調整額とする。

3 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業医手当、主幹教諭手当、特勤勤務手当(第31条の規定による手当を含む。第6条第2項及び第48条において同じ。)、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、分娩手当、救急勤務医手当、ヘリコプター搭乗手当、緊急手術等手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当とする。

(給与の計算期間)

第5条 本給及び諸手当(通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。)の計算期間は一月の初日から末日までとする。

2 通勤手当、期末手当及び勤勉手当の計算期間は、各関係条項の定めるところによる。

(給与の支給)

第6条 職員の給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)の支給日は、毎月21日とする。ただし、21日が職員就業規則第42条第4項又は船員就業規則第47条に規定する休日(以下この項において「休日」という。)に当たるときは、当該日の直前の休日でない日を支給日とする。

2 支給日において、当月分の本給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、産業医手当、主幹教諭手当、特勤勤務手当及び義務教育等教員特別手当並びに前月分の特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、分娩手当、救急勤務医手当、ヘリコプター搭乗手当、緊急手術等手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。

3 期末手当及び勤勉手当の支給日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、支給日が日曜日に当

たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(給与の日割計算)

第7条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇給、降給等により本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。ただし、退職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から本給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇されたときは、その日まで本給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その月の現日数から、国立大学法人鹿児島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成16年規則第57号。以下「勤務時間、休日、休暇等規則」という。)第13条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、産業医手当、主幹教諭手当、特地勤務手当及び義務教育等教員特別手当の支給について準用する。

(退職時等の支払い)

第8条 職員が第6条に規定する給与の支給日前に退職し、又は解雇された場合であって、当該職員又は権利者から請求があったときは、同条の規定にかかわらず7日以内に支給する。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

(非常時払い)

第9条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、第6条に規定する給与の支給日前であっても、既往の労働に対する給与を支給する。

(本給)

第10条 各職員の受ける本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものとし、次条の本給表によりその月額を定めて、これを支給する。

(本給表の種類)

第11条 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

(1) 一般職本給表(一)(別表第1—1)

(2) 一般職本給表(二)(別表第1—2)

(3) 海事職本給表(一)(別表第2—1)

(4) 海事職本給表(二)(別表第2—2)

(5) 教育職本給表(一)(別表第3—1)

(6) 教育職本給表(二)(別表第3—2)

(7) 教育職本給表(三)(別表第3—3)

(8) 医療職本給表(一)(別表第4—1)

(9) 医療職本給表(二)(別表第4—2)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容については、別に定める基準による。

(初任給)

第12条 新たに採用する職員の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮し、別に定めるところにより決定する。

(昇給)

第13条 職員の昇給は、昇給日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 職員(次項の適用を受ける職員を除く。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして第15条第2項に定める職員(以下「特定職員」という。)にあっては3号給)とすることを標準として学長が定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(一般職本給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員の第1項による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合及び特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて学長が定める基準に従い決定するものとする。

4 職員が職員就業規則第50条(同条第1項を除く。)又は船員就業規則第61条(同条第1項を除く。)の規定による表彰若しくは顕彰を受けた場合又は研修に参加し、その成績が特に良好な場合においては、前3項の規定による昇給のほか、上位の号給に昇給させることができる。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

7 前各項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(昇給日)

第14条 昇給日は、前条第4項の場合を除き、毎年1月1日とする。

(昇給の基準)

第15条 第13条に規定する昇給(同条第4項を除く。)は当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は昇給しない。

2 第13条第2項に定める特定職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 海事職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

(2) 教育職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの

(3) 医療職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの

(4) 医療職本給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

3 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、学長が定めるところにより行うものとする。

(1) 勤務成績が極めて良好である職員 A

(2) 勤務成績が特に良好である職員 B

(3) 勤務成績が良好である職員 C

(4) 勤務成績がやや良好でない職員 D

(5) 勤務成績が良好でない職員 E

4 昇給の号給数は、昇給区分に応じて次の表に定める号給数とし、昇給の号給数が零となる職員は、昇給しない。この場合において、表の上段の号給数は第13条第2項の適用を受ける職員に、下段の号給数は同条第3項の適用を受ける職員に適用する。

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8号給以上	6号給	4号給(特定職員にあっては、3号給)	2号給	0
	2号給以上	1号給	0	0	0

5 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、第3項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 学長が定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(第3項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

(2) 学長が定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者等の昇給の号給数は、第4項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(学長が定める職員にあつては、第3項から第5項まで、第9項及び第10項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で別に定める号給数)とする。

7 第4項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第4項又は前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

8 第4項及び第6項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

9 第5項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

10 第3項、第5項及び前項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、別に定める割合におおむね合致していなければならない。

11 一の昇給日において第3項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員数、前項に定める割合等を考慮して別に定める号給数を超えてはならない。

(昇格)

第16条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでな

なければならない。

(降格)

第17条 職員が職員就業規則第23条又は船員就業規則第23条により降任された場合には、下位の級に降格させることができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級及び本給月額)

第18条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の本給は、その異動後の職務に応じ、別に定めるところにより決定するものとする。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級及び本給月額)

第19条 職員を本給表の適用を異にして他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級及び本給月額は、その異動後の職務に応じ、別に定めるところにより決定するものとする。

(再雇用職員)

第20条 国立大学法人鹿児島大学職員再雇用規則(平成16年規則第54号。以下「再雇用規則」という。)により採用されたフルタイム勤務の職員(以下「フルタイム勤務職員」という。)の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用職員の欄に掲げる本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 再雇用規則により採用された短時間勤務の職員の本給月額は、前項の規定にかかわらず、これらの規定による本給月額に、再雇用規則第6条2号の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間、休日、休暇等規則第5条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(本給の調整額)

第21条 同じ職務の級に属する他の職員に比べ職務の複雑、困難若しくは責任の程度又は勤労の強度、勤労環境等その他の勤労条件において特殊性があり、本給月額が適当でないと認められる職務を担当する職員に対し、その特殊性に基づき、本給の調整額を支給する。

2 本給の調整額は、別表第5に掲げる職員に支給し、支給額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額(その額が本給月額の100分の4.5を超えるときは、本給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る別表第5の調整数を乗じて得た額とする。

3 附属病院に勤務する職員のうち、次に掲げる者については、前項に掲げる職員に準じて、調整数1の本給の調整額を支給することができる。

(1) 救命救急センターに勤務する看護師長、看護師、助産師、准看護師及び看護助手

(2) 救命救急センターにおいて救急患者の診療に直接従事することを本務とする医師

(管理職手当)

第22条 管理又は監督の地位にある職を占める職員のうち別表第7に定めるものについて、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

2 前項に規定する管理職手当の月額、職員に適用される本給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る区分に応じ、別表第7の2に定める額とする。また、同手当の月額は、勤務が深夜に及んだ場合における労基法第37条第4項に規定する割増賃金相当額を含むものとする。

(初任給調整手当)

第23条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認める職に新たに採用された職員(教育職本給表(一)の適用を受ける職員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免

許証を有する者に限る。)には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の支給期間及び支給額は、別表第8のとおりとする。

(扶養手当)

第24条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員(以下「一般職(一)9級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員(以下「一般職(一)8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族(一般職(一)9級以上職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(一般職(一)9級以上職員等)にあつては、扶

養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族(一般職(一)9級以上職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、一般職(一)9級以上職員等以外の職員から一般職(一)9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職(一)9級以上職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職(一)9級以上職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職(一)9級以上職員等が一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職(一)8級職員等が一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職(一)9級以上職員等以外のものが一般職(一)9級以上職員等となった場合
 - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9級以上職員等以外のものが一般職(一)8級職員等となった場合
 - (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- (地域手当)

第25条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国の事業若しくは事業と密接な関連を有する法人

のうち別に定めるもの、独立行政法人若しくは国立大学法人に雇用される者(以下「行政執行法人職員等」という。)であった者のうち、給与法に規定する地域手当(これに相当する手当を含む。)を受けていた者が、人事交流等により引き続き国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)の職員に採用された場合(異動前に在勤していた勤務箇所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)には、採用の日から2年を経過するまでの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(1) 当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 採用前の支給割合(採用前の支給割合が当該採用の後に改定された場合にあっては、当該採用の日の前日の採用前の支給割合。次号において同じ。)

(2) 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(広域異動手当)

第25条の2 行政執行法人職員等が、引き続き本学の職員となった場合(採用の事情等を考慮して必要があると学長が認める場合に限る。)において、勤務箇所間の距離(当該採用等の日の前日に勤務していた勤務箇所の所在地と当該採用等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(採用等の直前の住居と当該採用等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるときは、当該職員には、当該採用等の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該採用等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第26条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員であるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額)とする。

職員の区分	手当額
(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学、他の法人及び国の機関により有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
	イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

員を除く。)	ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
(2) 第28条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(本学、他の法人等及び国の機関による宿舍を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認めたもの	職員の区分第1号規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)	

(通勤手当)

第27条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月))につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、次の表の職員の区分に応じ、同表に定める額

職員の区分	手当額
イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額。

3 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を支給単位期間の月数で除して得た額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、行政執行法人職員等であった者から、人事交流等により引き続き本学の職員となった場合に準用する。

(単身赴任手当)

第28条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、次の表の交通距離の区分に応じて定める額を加算した額)とする。

交通距離の区分	加算額
100km以上300km未満	8,000円
300km以上500km未満	16,000円
500km以上700km未満	24,000円
700km以上900km未満	32,000円
900km以上1,100km未満	40,000円
1,100km以上1,300km未満	46,000円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上2,000km未満	58,000円
2,000km以上2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

3 第1項の規定は、行政執行法人職員等であった者から、人事交流等により引き続き本学の職員となった場合に準用する。

(特殊勤務手当)

第29条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される勤務の内容、支給額等は、別表第9のとおりとする。

(産業医手当)

第29条の2 産業医に選任された職員には、産業医手当を支給する。

2 前項の手当の月額、兼務する場合に限り、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 郡元地区事業場産業医 10,000円

(2) 下荒田地区事業場産業医 5,000円

(3) 桜ヶ丘地区事業場産業医 20,000円

(主幹教諭手当)

第29条の3 主幹教諭に選任された職員には、主幹教諭手当を支給する。

2 前項の手当の月額は、7,500円とする。

(特地勤務手当)

第30条 生活の著しく不便な地に所在する勤務箇所として次に掲げる施設に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

(1) 農学部附属農場入来牧場

(2) 水産学部附属海洋資源環境教育研究センター東町ステーション

2 特地勤務手当の月額は、本給及び扶養手当の月額合計額の100分の8を超えない範囲内で別に定める。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第31条 職員が勤務箇所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する勤務箇所又はその移転した勤務箇所が特地勤務箇所又は学長が指定するこれらに準ずる勤務箇所に該当するときは、当該職員には、別に定めるところにより、当該異動又は勤務箇所の移転の日から3年以内の期間(当該異動又は勤務箇所の移転の日から起算して3年を経過する際に別に定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間)、本給及び扶養手当の月額合計額の100分の5を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(給与の減額)

第32条 職員が勤務しないときは、休日である場合、勤務時間、休日、休暇等規則第24条に規定する休暇による場合又は疾病に係る就業禁止の措置(国立大学法人鹿児島大学職員労働安全衛生管理規則(平成16年規則第53号)第39条で定めるものに限る。)により、当該療養のため勤務しない場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり療養のための勤務時間、休日、休暇等規則第29条に規定する病気休暇の期間につき労基法第76条の規定による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による補償等(以下「労災補償等」という。)を受ける場合にあつては、当該期間につき支給される給与額から当該労災補償等を受ける額に相当する額を控除した額を支給する。

(超過勤務手当)

第33条 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 所定の勤務時間を超えて勤務した全時間が1箇月について60時間を超えた場合は、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第34条 休日に勤務することを命ぜられた職員には、休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135(その勤務が深夜である場合は、そ

の割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜勤手当)

第35条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

第36条 第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第33条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日勤務手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第37条 第32条から第35条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額並びにこれに対する本給の調整額、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、産業医手当、主幹教諭手当、特地勤務手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額を毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第33条から第35条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が第29条に規定する特殊勤務手当を支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの特殊勤務手当の額(1月単位で支給されるものにあつては、その額を毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額、1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(宿日直手当)

第38条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、次の表に掲げる種類の区分に応じた支給額の宿日直手当を支給する。

種類の区分	支給額(1回当たり)
一般の宿日直勤務	5,900円
医師の宿日直勤務	15,000円

(分娩手当)

第38条の2 分娩手当は、附属病院において、勤務時間外又は休日に分娩業務に従事した職員(教育職本給表(一)の適用を受ける職員であつて、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証を有する者に限る。)に支給する。

2 前項の手当の額は、分娩(多胎分娩を含む。)1回(1人)につき20,000円(宿日直者が従事した場合は10,000円)とする。

(救急勤務医手当)

第38条の3 救急勤務医手当は、附属病院において、救命救急センター又は集中治療部に所属する医師のうち、所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間又は休日に診療等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1回につき20,000円とする。

(ヘリコプター搭乗手当)

第38条の4 ヘリコプター搭乗手当は、次に掲げる業務に従事した医師及び医療職本給表(一)又は医療職本給表(二)の適用を受ける職員に支給する。

- (1) 出動要請を受けてドクターヘリ(救急用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事したとき。
- (2) 出動要請を受けて防災ヘリコプター等に搭乗し、救急医療、転院時の患者急変に備える等の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、1回につき医師5,000円、医療職本給表(一)又は医療職本給表(二)の適用を受ける職員3,000円とする。

(緊急手術等手当)

第38条の5 附属病院において、緊急手術等を行った場合は、緊急手術等手当を支給する。

2 緊急手術等手当の支給の範囲、支給額その他緊急手術等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第39条 第22条第1項の規定により管理職手当を支給される職員(以下「管理監督職員」という。)

が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間、休日、休暇等規則第13条及び第14条に基づく休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合、次に掲げる当該職員の占める役職に係る管理職手当の区分に応じ、勤務1回につき、次の表に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

管理職手当の区分	手当額
1種	12,000円
2種	10,000円
3種	8,500円
4種	7,000円
5種	6,000円

- (2) 前項に規定する場合、勤務1回につき、次に掲げる当該職員の占める役職に係る管理職手当の区分に応じ、次の表に定める額とする。

管理職手当の区分	手当額
1種	6,000円
2種	5,000円
3種	4,300円
4種	3,500円
5種	3,000円

4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に

係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(期末手当)

第40条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第42条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、第6条第3項に定める日(次条及び第42条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第24条第2項第1号若しくは船員就業規則第24条第2項第1号の規定により解雇し、又は死亡した職員(第49条第8項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、別に定める職員を除く。第43条において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 フルタイム勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

5 一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各本給表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別表第10に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(管理職手当で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に本給月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項の在職期間は職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6月以内の期間において、人事交流等により行政執行法人職員等から引き続き本学の職員となった者について、本学の職員となる直前に属していた機関が期末手当に相当する手当を支給しないこととしている場合においては、当該機関における在職期間を本学の在職期間に通算する。

7 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

ア 無給休職者(職員就業規則第15条第1項各号(第2号を除く。)又は船員就業規則第15条第1項各号(第2号を除く。)の規定により休職とされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

イ 刑事休職者(職員就業規則第15条第1項第2号又は船員就業規則第15条第1項第2号の規定により休職とされている職員をいう。)

ウ 停職者(職員就業規則第51条第1項第3号又は船員就業規則第64条第1項第3号の規定により停職にされている職員をいう。)

エ 育児休業者(職員就業規則第47条又は船員就業規則第60条の規定により育児休業をしている職員をいう。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

オ 介護休業者(職員就業規則第48条又は船員就業規則第61条の規定により介護休業をしている職員をいう。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

カ 自己啓発等休業者(職員就業規則第48条の2又は船員就業規則第61条の2の規定により自己啓発等休業をしている職員をいう。)のうち、基準日以前の6月以内の期間において勤務した期間がない職員

キ 大学院修学休業者(鹿児島大学教員の選考に関する規則(平成16年規則第48号)第8条の規定により大学院修学休業をしている職員をいう。)

(2) 基準日前1月以内に退職した職員のうち、次に掲げる職員

ア 退職した日において前号に該当する職員であった場合

イ 退職した後基準日までの間において行政執行法人職員等となった者(本学の在職期間を当該職員としての在職期間に通算することとしている者に限る。)

(期末手当の不支給)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第51条第1項第1号又は船員就業規則第62条第1項第1号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第24条第2項第2号又は船員就業規則第24条第2項第2号の規定により解雇した職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の一時差し止め)

第42条 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関

して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、国立大学法人としての職務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、国立大学法人鹿児島大学職員懲戒規則(平成16年規則第47号)第4条に規定する審査説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第43条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、第6条第3項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第24条第2項第1号若しくは船員就業規則第24条第2項第1号の規定により解雇し、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、学長が別に定める基準に従って定める割合に、基準日以前6月以内における職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60

3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- (1) 前項の職員のうちフルタイム勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうちフルタイム勤務職員 当該フルタイム勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第40条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第43条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 第40条第7項の規定は、同項第1号中ア及びイを「休職者(職員就業規則第15条第1項及び船員就業規則第15条第1項の規定により休職とされている職員(第49条第1項の規定の適用を受ける者を除く。)をいう。)」に読み替えて勤勉手当の支給について準用する。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第41条中「前条第1項」とあるのは「第43条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第43条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と読み替えるものとする。

第44条 削除

(義務教育等教員特別手当)

第45条 教育学部附属小学校、中学校、特別支援学校に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、20,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(フルタイム勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じて、別に定める。
- 3 教育学部附属幼稚園に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。
- 4 第1項及び前項において「教育職員」とは、校長(専任に限る。)、副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

第46条 削除

(特定の職員についての適用除外)

第47条 第33条から第35条までの規定は、管理監督職員には適用しない。

2 第23条から第26条まで、第28条、第30条及び第31条の規定は、フルタイム勤務職員には適用しない。

(管理職手当、扶養手当、地域手当等の支給方法)

第48条 管理職手当、扶養手当、地域手当、特勤手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、分娩手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し、必要な事項は別に定める。

(休職者の給与)

第49条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額(労災補償等を受ける場合にあつては、当該労災補償等の額に相当する額を控除した額)を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第15条第1項第2号又は船員就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が職員就業規則第15条第1項第4号又は船員就業規則第15条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

6 職員が職員就業規則第15条第1項第3号若しくは第5号又は船員就業規則第15条第1項第3号若しくは第5号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

7 職員就業規則第15条第1項各号又は船員就業規則第15条第1項各号の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

8 第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第40条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第24条第2項第1号若しくは船員就業規則第24条第2項第1号の規定により解雇し、又は死亡したときは、同項の規定により第6条第3項で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第41条及び第42条の規定を準用する。この場合において、第41条中「前条第1項」とあるのは、「第49条第8項」と読み替えるものとする。

(復職時調整)

第49条の2 休職にされた職員が復職した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職の日及び復職の日後における最初の昇給日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができるものとする。

- 2 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号給を調整することができるものとする。
- 3 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号給を調整することができるものとする。
- 4 自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該自己啓発等休業の期間を大学等における修学(職員として職務に特に有用であると認められるものに限る。)又は国際貢献活動のためのものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号給を調整することができるものとする。

(給与の半減)

第50条 当分の間、第32条の規定にかかわらず、職員が負傷(職務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(職務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(国立大学法人鹿児島大学職員労働安全衛生管理規則第39条で定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して60日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。ただし、別に定める手当の算定については、当該職員の本給の半減前の額をその算定の基礎となる本給の額とする。

- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(この規則により難い場合の措置)

第51条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

(その他)

第52条 職員の給与に関して、本規則に規定するもののほか、実施について必要な事項は学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により本学の職員となった者の給与については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 施行日において適用される本給表は、施行日の前日における給与法適用時における俸給表を、次の表により切り替えて決定する。

俸給表	本給表
行政職俸給表(一)	一般職本給表(一)
行政職俸給表(二)	一般職本給表(二)
海事職俸給表(一)	海事職本給表(一)
海事職俸給表(二)	海事職本給表(二)
教育職俸給表(一)	教育職本給表(一)
教育職俸給表(二)	教育職本給表(二)
教育職俸給表(三)	教育職本給表(三)

医療職俸給表(二)	医療職本給表(一)
医療職俸給表(三)	医療職本給表(二)
指定職俸給表	指定職本給表

- (2) 施行日の前日における俸給表における職務の級に在級した期間は、施行日において適用される職務の級に在級した期間に通算する。
- (3) 施行日において適用される号給又は本給月額(以下「号給等」という。)は、俸給表における号俸と同じ本給月額の俸給表における号給(俸給表における職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員にあっては、同じ額の本給月額)とする。
- (4) 施行日の前日における号俸又は俸給月額(以下「旧号俸等」という。)を受けていた期間(当該旧号俸等を受けていたとみなされる期間を含む。)は、施行日において適用される号給等を受ける期間に通算する。
- (5) 施行日以後の最初の昇給に係る勤務成績の判定は、施行日の前日における号俸等を受けることとなった日以後の期間(当該号俸等を受けていたとみなされる期間を含む。)について行うものとする。
- (6) 施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成10年法律第120号)附則第11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、この規則の第13条第3項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。
- (7) 施行日の前日において、給与法の規定に基づき扶養手当、通勤手当、住居手当又は単身赴任手当(以下この項において「諸手当」という。)を支給されていた職員にあっては、当該支給に係る諸手当の届出及び認定をもって、施行日において、この規則に基づく届出及び認定がなされたものとみなす。
- (8) 施行日の前日において給与法の規定に基づく調整手当の異動保障の適用を受ける職員については、施行日から2年の範囲内で、第25条の規定を適用し、調整手当を支給する。
- (9) 平成16年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給にあっては、平成15年12月2日以降の給与法の適用を受けていた期間を、この規則による在職期間又は勤務期間に通算する。
- (10) 施行日の前日において給与法第23条の規定により給与を支給されていた職員が、施行日において引き続き第49条の規定により給与を支給されることとなる場合にあっては、施行日の前日まで引き続いた休職の期間は、同条に規定する休職の期間に通算する。
- (11) 施行日の前日において病気休暇を承認されていた職員が、引き続き施行日において同一傷病等又は同一傷病等に起因すると認められる疾病(業務上又は通勤によるものを除く。)のため病気休暇を承認された場合の第50条の適用にあっては、第50条中「60日」とあるのは「90日」と読み替えるものとする。
- (12) 指定職本給表の適用については、施行日に在職する医学部長、歯学部長及び工学部長がその職を終了するまでの間、適用するものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級という。’)が附則別表に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
- 切替日の前日において改正前の国立大学法人鹿児島大学職員給与規則(以下「旧規則」という。)別表第1—1から別表第4—2までの本給表を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて別に定める号給とする。
- 切替日の前日において本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は別に定める。
- 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 前各項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は旧規則に従って定められたものでなければならない。
- 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に100分の99.34(平成22年3月1日において、適用される本給表並びに職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)にあつては、当該本給月額に100分の99.1)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(附則(平成23年3月1日施行)第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては当該額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額))を本給として支給する。

本給表	職務の級	号給
一般職本給表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職本給表(二)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
海事職本給表(一)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から8号給まで
海事職本給表(二)	1級	1号給から64号給まで
	2級	1号給から44号給まで

教育職本給表(一)	1 級	1 号給から48号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
	3 級	1 号給から12号給まで
教育職本給表(二)	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から44号給まで
教育職本給表(三)	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から44号給まで
医療職本給表(一)	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
医療職本給表(二)	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から40号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで

- 8 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に定める職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 9 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項に準じて、本給を支給する。
- 10 平成22年3月31日までの間における改正後の第13条の規定の適用については、第2項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」と、第3項中「2号給」とあるのは「1号給」とする。
- 11 平成19年1月1日までの間における改正後の第13条第1項の規定の適用については、同項中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、改正後の第15条の規定の適用については、第4項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE(第13条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、C、D又はE)」と、第6項中「前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「新たに職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日」とする。
- 12 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における改正後の第15条第4項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「E(第13条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、D又はE)」とする。
- 13 平成19年1月1日において、一般職員を改正後の第13条第1項の規定による昇給(同条第4項により行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。)に相当する数から1を減じて得た数に、切替日から平成18年12月31日までの期間の月数を12月で除して得た数に相当する号給数とする。この

場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

- (1) この項の規定による号給数が零となる一般職員
- (2) 改正後の第13条第3項の規定の適用を受ける一般職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般職員に該当するもの
- (3) 次項第3項に掲げる一般職員で学長が昇給させることが相当でないと認めるもの

14 一般職員の基準号給数は、改正後の第15条第1項に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号給以上(第13条第3項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、4号給以上)
- (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給
- (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下

15 学長の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他学長の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

16 附則第13項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

17 切替日の前日から引き続き本給の調整額を適用されている職員について、その者に係る調整基本額が切替日の前日にその者に適用されていた調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなる職員には、改正後の第21条第2項の規定による本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を本給の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

附則別表 職務の級の切替表(附則第2項関係)

本給表	旧級	新級
一般職本給表(一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級

	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
一般職本給表(二)	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
教育職本給表(一)	5級	5級
		6級

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、第46条については平成18年4月1日から適用する。

2 この規則の第22条の規定により、施行日の前日から引き続き管理職手当を支給されている職員について、その者に係る管理職手当の額が施行日の前日にその者に適用されていた管理職手当の額に100分の99.83(減額改定対象職員にあっては、当該管理職手当の額に100分の99.59)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなる職員には、改正後の第22条の規定による管理職手当の額(附則(平成23年3月1日施行)第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額))のほか当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(附則(平成23年3月1日施行)第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額))を管理職手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額については、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年2月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 平成19年6月期における改正後の規則第43条の規定の適用については、第2項第1号中「100分の75(特定幹部職員にあっては、100分の95)」とあるのは、「100分の72.5(特定幹部職員にあっては、

100分の92.5)」とし、平成19年12月期における同条の規定の適用については、第2項第1号中「100分の75(特定幹部職員にあっては、100分の95)」とあるのは、「100分の77.5(特定幹部職員にあっては、100分の97.5)」とし、規則改正後に差額を支給する。

附 則

この規則は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年8月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年6月26日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年12月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年1月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成22年3月1日から施行する。

2 この規則の施行日前に改正前の規則第26条第1項第2号による住居手当の認定を受けた職員には、同号による支給期間に限り同号による住居手当を支給する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の第22条の適用により、施行日の前日から引き続き管理職手当を支給されている学科長の在任期間における管理職手当額は、改正後の別表第7及び別表第7の2にかかわらず、施行日の前日に現にその者が支給されていた区分の額とする。

附 則

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成23年3月1日から施行する。ただし、第38条の改正規定は、平成23年2月1日から施行し、附則第7項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(フルタイム勤務職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後

に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本給月額 当該特定職員の本給月額(当該特定職員が第50条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第4項及び第5項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額(以下この項及び附則第4項において「本給月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)
- (4) 期末手当 それぞれその基準日(第40条第1項に定める「基準日」をいう。以下次号において同じ。)現在(退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在。)において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第40条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(管理職手当で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第40条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第40条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日(第43条第1項に定める「基準日」をいう。)現在(退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在。)において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第43条第4項において準用する第40条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(管理職手当で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定

める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第43条第2項に定める割合及び同項における別に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額(第43条第4項において準用する第40条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第43条第2項に定める割合及び同項における別に定める割合を乗じて得た額)

(6) 第49条第1項から第6項まで又は第8項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第49条第1項 前各号に定める額

イ 第49条第2項又は第3項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第49条第4項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第49条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第49条第6項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

カ 第49条第8項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項又は第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

本給表	職務の級
一般職本給表(一)	6級
海事職本給表(一)	6級
教育職本給表(一)	5級
教育職本給表(二)	4級
教育職本給表(三)	4級
医療職本給表(一)	6級
医療職本給表(二)	6級

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第37条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を同項に規定する1月平均所定勤務時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を同項に規定する1

月平均所定勤務時間で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

- 5 附則第2項の規定が適用される間、第43条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425(特定管理職員(第40条第2項に定める「特定管理職員」をいう。以下この項において同じ。))にあっては100分の1.725)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。
- 6 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 7 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があるとして学長が認める者の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行し、附則第7項から第9項までの規定は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第11条第1項各号に掲げる本給表(医療職本給表(一)及び医療職本給表(二)を除く。)の適用を受ける職員に対する本給月額(附則(平成18年4月1日施行)第7項、第8項及び第9項の規定による本給を含み、当該職員が第50条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた本給月額(附則(平成18年4月1日施行)第7項、第8項及び第9項の規定による本給を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の本給表欄及び職務の級欄の区分に応じそれぞれ同表に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割合
一般職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77

一般職本給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
海事職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から5級まで	100分の7.77
	6級以上	100分の9.77
海事職本給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
教育職本給表(二)	2級以下(第40条第5項の規定の適用を受ける者、教頭及び附属特別支援学校主事を除く。)	100分の4.00
	2級以下(第40条第5項の規定の適用を受ける者、教頭及び附属特別支援学校主事に限る。)	100分の6.00
	3級以上	100分の8.00
教育職本給表(三)	2級以下(第40条第5項の規定の適用を受ける者及び教頭を除く。)	100分の4.00
	2級以下(第40条第5項の規定の適用を受ける者及び教頭に限る。)	100分の6.00
	3級以上	100分の8.00

3 特例期間においては、職員に対して支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 広域異動手当 当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (4) 特地勤務手当 当該職員の本給月額に対する特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (5) 特地勤務手当に準ずる手当 当該職員の本給月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (6) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (7) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(8) 第49条第1項から第6項まで又は第8項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第49条第1項 前項及び前各号に定める額

イ 第49条第2項又は第3項 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第49条第4項 前項、第2号及び第3号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第49条第5項 前項、第2号及び第3号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第49条第6項 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

カ 第49条第8項 第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項又は第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

4 特例期間においては、第37条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を同項に規定する1月平均所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、附則(平成23年3月1日施行)第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号、第3号及び第6号から第8号まで並びに前項の規定の適用については、第2項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から附則(平成23年3月1日施行)第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から附則(平成23年3月1日施行)第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「本給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「本給月額に対する広域異動手当の月額から附則(平成23年3月1日施行)第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則(平成23年3月1日施行)第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則(平成23年3月1日施行)第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第8号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ及びオ中「前項並びに第2号、第3号及び第6号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号、第3号及び第6号」と、同号ウ及びエ中「前項、第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項、第2号及び第3号」と、同号カ中「第6号」とあるのは、「第5項の規定により読み替えられた第6号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則(平成23年3月1日施行)第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

6 この規則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

7 平成24年4月1日において附則(平成18年4月1日施行)第7項の規定による本給に関する状況を考慮して36歳に満たない職員(同日において、その属する職務の級における最高の号給を受ける職員(以下「除外職員」という。)を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及

び平成21年1月1日の第13条第1項の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるとして学長が認める者の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるとして学長が認める者にあつては、2号給)上位の号給とする。

8 平成25年4月1日において附則(平成18年4月1日施行)第7項の規定による本給に関する状況を考慮して39歳に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるとして学長が認める者の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

9 平成26年4月1日において附則(平成18年4月1日施行)第7項の規定による本給に関する状況を考慮して45歳に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるとして学長が認める者の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

10 第3項(第1号及び第8号を除く。)及び第4項の規定は、教育職本給表(二)及び教育職本給表(三)の適用を受ける職員には適用しない。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第11条、第21条、第23条及び第27条の改正規定については、平成26年4月1日から適用し、第43条及び平成23年3月1日施行附則の改正規定については、平成26年12月1日から適用する。

2 平成27年3月31日までの間における第13条及び第15条の規定の適用については、第13条第2項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とし、第15条第4項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数から1を減じて得た数に相当する号給数(当該号給数が負となるときは、0)」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 規則の施行の日(以下「切替日」という。)の前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員になった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることになった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより前2項の規定に準じて、本給を支給する。
- 6 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第25条の2の規定の適用については、同項1号中「100分の10」とあるのは、「100分の8」と、同項2号中「100分の5」とあるのは、「100分の4」とする。
- 7 切替日前に職員が、その在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第25条の2の規定の適用については、同項1号中「100分の10」とあるのは、「100分の6」と、同項2号中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。
- 8 切替日から平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の月額は、第28条第2項中「30,000円」とあるのは、「26,000円」とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年2月18日から施行する。ただし、第11条、第22条及び第23条の改正規定については、平成27年4月1日から適用し、第43条及び平成23年3月1日施行附則の改正規定については、平成27年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月26日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年2月16日から施行する。ただし、第11条、第22条及び第23条の改正規定については、平成28年4月1日から適用し、第43条及び平成23年3月1日施行附則の改正規定については、平成28年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第24条第1項ただし書及び同条第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、同条第3項、第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員(以下「一般職(一)8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については9,000円)」と、第5項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、第6項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で

前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職(一)9級以上職員等以外の職員から一般職(一)9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(行(一)九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第24条第1項ただし書及び同条第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、同条第3項、第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員(以下「一般職(一)8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職(一)9級以上職員等以外の職員から一般職(一)9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に

係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第24条第1項ただし書並びに同条第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、同条第3項、第5項から第7項までの適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般職(一)8級職員等」とあるのは「一般職(一)8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職(一)9級以上職員等以外の職員から一般職(一)9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職(一)8級職員等が一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9級以上職員等」とあるのは「一般職(一)8级以上職員等が一般職(一)8级以上職員等」と、同項第6号中「一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9級以上職員等」とあるのは「一般職(一)8级以上職員等」と、「が一般職(一)8級職員等」とあるのは「が一般職(一)8级以上職員等」とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月25日から施行する。ただし、第11条、第22条及び第23条の改正規定については、平成29年4月1日から適用し、第43条及び平成23年3月1日施行附則の改正規定については、平成29年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。)その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年2月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第9の改正規定については、平成31年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年1月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、改正前の第26条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っているもののうち、当該住居手当の月額に相当する額(以下この項において「旧手当額」という。)から改正後の第26条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第26条の規定にかかわらず、旧手当額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年9月24日から施行し、令和2年7月3日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年1月28日から施行する。

別表第1—1(第11条関係) 一般職本給表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員以上の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500		

32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			

70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							

108	299,300	348,000								
109	299,500	348,500								
110	299,900	348,900								
111	300,300	349,200								
112	300,600	349,500								
113	300,800	350,000								
114	301,000									
115	301,300									
116	301,700									
117	301,900									
118	302,100									
119	302,400									
120	302,700									
121	303,100									
122	303,300									
123	303,600									
124	303,900									
125	304,200									
再雇用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考

- (1) この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- (2) 2級の1号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で別に定めるものの本給月額は、この表の額にかかわらず、186,700円とする。

別表第1—2(第11条関係) 一般職本給表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200

8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500

46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	

84	219,900	258,400	290,900	316,300
85	220,500	258,600	291,300	316,500
86	220,900	258,800	291,900	316,900
87	221,300	259,100	292,500	317,200
88	222,000	259,400	293,100	317,400
89	222,500	259,600	293,400	317,600
90	223,000	259,800	293,900	317,900
91	223,500	260,200	294,400	318,200
92	223,900	260,400	294,800	318,500
93	224,300	260,700	295,200	318,700
94	224,700	261,100	295,700	319,000
95	225,100	261,400	296,200	319,300
96	225,400	261,700	296,700	319,500
97	225,700	261,900	297,000	319,700
98	226,200	262,200	297,400	320,000
99	226,700	262,400	297,900	320,300
100	227,200	262,700	298,400	320,500
101	227,600	263,000	298,800	320,700
102	228,100	263,200	299,200	
103	228,700	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	

	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再雇用 職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、機器の運転操作、大学内の建物の監視その他の業務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で別に定めるものに適用する。

別表第2—1(第11条関係) 海事職本給表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
1	175,200	228,500	272,300	321,000	357,500	416,400	488,500	
2	177,500	230,700	274,100	323,000	359,700	418,900	490,300	
3	180,000	232,700	275,900	325,100	361,800	421,500	492,200	
4	182,300	234,800	277,700	327,100	364,200	424,000	494,100	
5	184,600	236,800	279,000	329,300	366,100	426,200	495,900	
6	187,100	238,800	280,900	331,100	369,200	428,600	497,300	
7	189,500	240,900	282,700	332,700	372,200	431,000	498,700	
8	192,100	243,000	284,500	334,400	375,000	433,400	500,000	
9	194,300	245,200	285,900	335,900	377,800	435,100	501,200	
10	196,700	247,100	288,300	338,000	380,600	437,200	502,500	
11	199,100	249,000	290,500	340,300	383,600	439,400	503,800	
12	201,600	250,900	292,700	342,800	386,300	441,600	505,100	
13	204,000	252,500	295,100	344,700	389,000	443,300	506,400	

14	206,600	254,400	297,700	346,900	391,700	445,500	507,500
15	209,300	256,200	299,900	349,000	394,500	447,600	508,600
16	211,900	258,100	302,300	351,300	397,200	449,800	509,600
17	214,200	259,700	304,500	353,600	400,000	451,900	510,600
18	216,900	261,600	306,700	356,100	402,000	454,200	511,700
19	219,600	263,500	308,900	358,300	404,000	456,500	512,900
20	222,300	265,400	310,800	360,600	406,000	458,700	513,900
21	224,800	266,900	312,800	363,000	407,500	460,900	514,900
22	226,400	268,500	313,900	365,100	409,400	462,700	515,800
23	228,000	270,000	315,000	367,200	411,200	464,400	516,700
24	229,600	271,400	316,200	369,200	413,200	466,100	517,500
25	231,100	272,900	317,500	371,300	414,700	467,500	518,200
26	232,500	274,500	318,800	373,700	416,200	468,800	518,800
27	234,000	275,900	320,300	376,100	417,900	470,000	519,400
28	235,300	277,400	321,900	378,400	419,600	471,100	520,000
29	236,900	278,700	323,200	380,400	420,600	472,200	520,600
30	237,600	280,100	324,600	382,500	422,200	473,200	
31	238,700	281,500	326,100	384,700	423,700	474,200	
32	239,800	282,700	327,700	386,800	425,300	475,400	
33	241,000	283,400	329,200	388,500	426,800	475,700	
34	241,900	284,800	330,700	390,100	428,100	476,700	
35	242,700	285,900	331,800	391,700	429,400	477,800	
36	243,600	287,000	333,300	393,500	430,600	478,900	
37	244,300	287,900	334,800	395,000	431,800	479,800	
38	245,100	289,100	336,100	396,400	432,800	480,700	
39	245,900	289,900	337,500	397,900	433,800	481,600	
40	246,800	290,900	338,700	399,400	434,800	482,500	
41	247,700	292,000	340,000	399,900	435,200	483,300	
42	248,600	292,800	341,300	401,200	435,800	484,000	
43	249,400	293,600	342,800	402,400	436,500	484,700	
44	250,300	294,300	344,300	403,800	437,200	485,400	
45	251,100	295,200	345,700	405,200	437,800	485,900	
46	252,000	296,300	347,100	406,600	438,100	486,500	
47	252,800	297,200	348,500	408,000	438,700	487,100	
48	253,700	298,300	349,900	409,300	439,200	487,700	
49	254,100	299,700	350,700	410,600	439,500	488,000	
50	254,800	300,800	352,100	411,500	440,200	488,600	
51	255,400	301,700	353,400	412,400	440,900	489,300	

52	255,700	302,500	354,800	413,300	441,600	489,800
53	255,900	303,500	356,100	413,500	442,200	490,300
54	256,200	304,300	357,500	413,900	442,900	491,000
55	256,600	305,300	358,800	414,400	443,600	491,300
56	257,200	306,000	360,200	414,900	444,200	491,900
57	257,500	307,100	360,800	415,300	444,600	492,400
58	258,200	308,100	362,000	415,500	445,300	
59	258,600	309,200	363,100	416,100	446,000	
60	259,000	310,300	364,400	416,500	446,700	
61	259,600	311,000	365,500	416,800	447,100	
62	259,900	311,700	366,100	417,400	447,400	
63	260,400	312,500	366,600	418,000	447,700	
64	260,900	313,300	367,200	418,600	448,000	
65	261,300	313,600	367,600	419,200	448,200	
66	261,600	314,300	368,100	419,800	448,500	
67	261,800	314,800	368,600	420,300	448,800	
68	262,100	315,400	369,100	420,900	449,100	
69	262,400	316,100	369,300	421,500	449,300	
70			369,600	422,000	449,600	
71			370,000	422,600	449,900	
72			370,300	423,200	450,100	
73			370,800	423,700	450,300	
74			371,000	424,300		
75			371,500	424,800		
76			371,900	425,400		
77			372,200	425,900		
78			372,700	426,500		
79			373,200	427,200		
80			373,700	427,800		
81			374,200	428,100		
82			374,600	428,700		
83			375,100	429,400		
84			375,600	430,000		
85			376,000	430,400		
86			376,500	430,900		
87			376,900	431,600		
88			377,400	432,300		
89			377,900	432,500		

90				378,400				
91				378,900				
92				379,400				
93				379,700				
94				380,100				
95				380,600				
96				381,000				
97				381,500				
98				381,800				
99				382,300				
100				382,700				
101				383,300				
再雇用職員		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700	463,700

備考 この表は、かごしま丸、南星丸に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で別に定めるものに適用する。

別表第2—2(第11条関係) 海事職本給表(二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
1		150,000	194,200	228,400	261,700	293,400	321,100
2		151,000	196,400	230,100	263,100	294,700	322,900
3		152,200	198,600	231,600	264,600	296,100	324,400
4		153,200	200,800	232,900	266,300	297,500	326,100
5		154,200	202,900	234,100	267,700	298,700	327,700
6		155,500	204,700	235,700	269,600	300,000	329,000
7		156,800	206,600	237,400	271,300	301,200	330,700
8		158,100	208,500	238,900	272,800	302,500	332,200
9		159,200	210,200	240,400	273,900	303,800	333,900
10		160,700	211,800	241,900	275,700	305,000	335,300
11		162,300	213,400	243,700	277,400	306,100	336,700
12		163,800	215,000	245,400	279,100	307,300	338,100
13		165,100	216,500	247,000	280,400	308,000	339,700
14		166,600	218,100	248,800	281,900	309,000	341,300
15		168,100	219,500	250,600	283,400	309,800	342,600
16		169,700	220,900	252,300	284,900	310,700	343,900

17	171, 100	222, 000	253, 700	286, 300	311, 600	345, 400
18	172, 800	223, 300	255, 600	287, 700	312, 500	346, 800
19	174, 500	224, 700	257, 500	288, 900	313, 300	348, 300
20	176, 200	226, 000	259, 100	290, 300	314, 000	349, 700
21	177, 800	226, 900	260, 600	291, 600	314, 900	351, 000
22	179, 800	228, 200	262, 000	292, 900	315, 400	352, 600
23	181, 700	229, 600	263, 500	294, 400	316, 500	354, 200
24	183, 600	231, 000	265, 200	295, 800	317, 500	355, 800
25	185, 300	232, 300	266, 800	296, 800	318, 200	356, 900
26	186, 900	233, 600	268, 600	298, 100	318, 800	358, 500
27	188, 700	235, 000	270, 300	299, 300	319, 500	360, 000
28	190, 500	236, 400	271, 900	300, 500	320, 200	361, 500
29	192, 000	237, 400	273, 100	301, 700	321, 000	362, 900
30	194, 100	238, 900	274, 900	302, 700	321, 800	364, 200
31	196, 200	240, 300	276, 400	303, 700	322, 400	365, 600
32	198, 300	241, 600	278, 000	304, 800	322, 900	367, 100
33	200, 100	242, 600	279, 400	306, 000	323, 800	368, 000
34	202, 000	243, 500	280, 800	306, 600	324, 500	369, 000
35	203, 900	244, 200	282, 300	307, 600	325, 200	370, 200
36	205, 800	245, 300	283, 700	308, 600	325, 800	371, 300
37	207, 500	246, 000	284, 900	309, 600	326, 200	372, 200
38	209, 100	247, 300	286, 200	310, 500	327, 100	373, 200
39	210, 600	248, 400	287, 400	311, 200	328, 000	374, 200
40	212, 200	249, 600	288, 500	312, 300	328, 900	375, 300
41	213, 600	250, 400	290, 100	313, 100	329, 500	376, 200
42	215, 100	251, 700	291, 300	313, 700	330, 400	377, 200
43	216, 700	252, 900	292, 600	314, 500	331, 200	378, 100
44	218, 300	254, 400	293, 900	315, 300	332, 000	379, 100
45	219, 700	255, 300	295, 400	316, 200	332, 700	380, 100
46	220, 900	256, 700	296, 400	316, 900	333, 500	380, 900
47	222, 100	258, 000	297, 700	317, 500	334, 200	381, 900
48	223, 400	259, 200	299, 000	318, 000	335, 000	382, 800
49	224, 800	260, 000	300, 000	318, 700	335, 500	383, 600
50	226, 000	261, 300	301, 100	319, 500	336, 000	384, 600
51	226, 900	262, 700	301, 800	320, 300	336, 600	385, 400
52	228, 000	264, 000	303, 100	321, 000	337, 100	386, 100
53	229, 300	264, 900	304, 300	321, 500	337, 400	387, 100
54	230, 600	266, 300	305, 200	322, 300	337, 800	387, 900

55	231,800	267,500	306,100	323,100	338,400	388,800
56	233,000	268,700	306,900	323,800	339,000	389,500
57	234,100	269,700	308,000	324,100	339,300	390,400
58	235,300	270,800	308,800	324,700	339,900	391,200
59	236,500	272,000	309,700	325,200	340,500	392,000
60	237,700	273,300	310,500	325,900	341,100	392,800
61	238,900	274,300	311,300	326,400	341,300	393,300
62	240,000	275,300	312,200	326,900	341,700	394,000
63	240,900	276,200	313,300	327,400	342,000	394,600
64	242,000	277,300	314,300	327,700	342,500	395,300
65	242,600	278,600	315,000	327,900	342,700	395,900
66	243,600	279,800	315,900	328,200	343,100	396,400
67	244,400	280,800	316,700	328,800	343,500	396,800
68	245,300	281,600	317,600	329,400	343,900	397,300
69	246,000	282,500	318,400	329,800	344,400	398,000
70	246,600	283,200	319,100	330,200	344,800	
71	247,300	284,000	319,600	330,600	345,200	
72	248,100	284,700	320,300	331,000	345,700	
73	248,900	285,400	320,500	331,200	346,300	
74	249,600	286,100	321,000	331,400	346,800	
75	250,100	286,700	321,400	331,600	347,300	
76	250,500	287,300	321,700	331,800	347,700	
77	250,800	287,800	322,200	332,200	348,000	
78	251,100	288,400	322,500	332,400	348,400	
79	251,600	289,000	323,100	332,700	348,800	
80	252,300	289,500	323,700	333,000	349,200	
81	252,600	290,000	324,300	333,300	349,600	
82	252,900	290,600	324,700	333,700	349,900	
83	253,100	291,000	325,000	334,000	350,300	
84	253,500	291,500	325,300	334,400	350,700	
85	253,800	291,900	325,500	334,700	351,100	
86		292,200	325,800	335,000	351,500	
87		292,500	326,000	335,400	351,900	
88		292,800	326,300	335,800	352,300	
89		293,000	326,600	336,000	352,700	
90		293,200	326,900	336,300		
91		293,600	327,100	336,600		
92		293,900	327,400	337,000		

93		294,100	327,600	337,400			
94		294,500	327,800	337,600			
95		294,900	328,200	337,900			
96		295,300	328,600	338,200			
97		295,500	328,800	338,500			
98		295,700	329,100	338,800			
99		295,900	329,500	339,100			
100		296,200	329,900	339,400			
101		296,600	330,100	339,600			
102		296,900	330,300	339,900			
103		297,100	330,500	340,200			
104		297,300	330,700	340,500			
105		297,600	331,100	340,700			
106			331,300	341,100			
107			331,500	341,300			
108			331,800	341,500			
109			332,100	341,800			
110			332,400				
111			332,700				
112			333,000				
113			333,200				
再雇用 職員		215,100	229,600	231,600	253,700	282,200	312,000

備考 この表は、かごしま丸、南星丸に乗り組む職員(海事職員本給表(一)の適用を受ける者を除く。)に適用する。

別表第3—1(第11条関係) 教育職本給表(一)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	173,500	216,400	277,100	324,300	406,000	534,400
	2	175,600	218,700	280,100	327,200	408,300	537,400
	3	177,600	220,900	282,900	330,300	410,700	540,500
	4	179,600	223,100	285,700	333,300	413,200	543,600
	5	181,500	225,200	288,500	336,500	415,300	546,600
	6	184,000	227,300	291,000	339,100	417,800	549,000
	7	186,500	229,500	293,200	341,700	420,000	551,500
	8	189,000	231,600	295,600	344,400	422,500	553,900

9	191,600	233,900	298,200	347,400	424,200	556,200
10	194,400	236,300	300,700	350,300	426,700	558,000
11	197,100	238,700	303,100	353,400	429,000	559,900
12	199,800	241,100	305,700	356,700	431,300	561,800
13	202,300	243,200	308,000	359,500	432,700	563,500
14	204,200	245,600	310,000	361,400	434,900	564,900
15	206,000	248,000	312,100	363,600	437,100	566,200
16	208,000	250,400	313,800	366,100	439,400	567,400
17	210,000	252,400	316,000	368,300	441,500	568,700
18	211,700	255,500	318,100	370,500	443,900	569,500
19	213,500	258,600	320,100	372,600	446,200	570,200
20	215,200	261,700	322,100	374,500	448,600	570,900
21	217,100	264,600	324,100	376,500	450,700	571,700
22	219,000	267,600	326,500	378,400	453,000	
23	220,900	270,500	329,100	380,400	455,400	
24	222,800	273,400	331,900	382,100	457,700	
25	224,600	276,200	333,900	383,500	459,700	
26	226,700	278,800	335,900	385,300	461,900	
27	228,800	281,300	338,000	387,100	464,000	
28	230,900	284,000	340,400	389,000	466,200	
29	232,700	286,800	342,800	390,900	468,300	
30	234,900	289,200	344,900	392,600	470,600	
31	237,200	291,400	346,800	394,300	472,800	
32	239,500	293,800	348,600	396,000	474,900	
33	241,700	296,000	350,600	397,600	476,800	
34	243,500	298,200	352,700	399,400	478,900	
35	245,200	300,700	354,800	400,900	481,200	
36	246,900	302,900	356,800	402,700	483,400	
37	248,600	305,400	358,400	403,800	485,500	
38	250,200	307,000	360,400	405,400	487,500	
39	251,700	308,700	362,500	406,900	489,400	
40	253,400	310,400	364,400	408,400	491,300	
41	255,200	312,300	366,300	409,300	493,300	
42	256,900	312,800	368,200	410,900	495,200	
43	258,300	313,700	370,000	412,400	496,900	
44	259,900	314,600	371,800	414,000	498,800	
45	260,800	315,500	373,600	415,300	500,700	
46	262,300	316,500	375,400	416,900	502,500	

47	263,900	317,300	376,900	418,300	504,300
48	265,200	318,300	378,700	419,900	506,200
49	266,700	319,200	380,200	421,300	507,900
50	267,400	320,100	381,800	422,600	509,600
51	268,100	320,900	383,400	423,900	511,400
52	269,000	321,700	385,100	425,200	513,300
53	269,800	322,900	386,200	425,900	514,900
54	270,500	323,700	387,700	426,900	516,500
55	271,300	324,500	389,100	427,800	518,200
56	272,100	325,300	390,700	428,700	519,800
57	272,700	326,000	392,000	429,600	521,400
58	273,800	327,100	393,400	430,500	522,700
59	274,700	328,200	394,700	431,400	524,000
60	275,700	329,200	396,200	432,300	525,200
61	276,800	330,200	397,500	433,200	526,400
62	277,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	278,500	332,300	400,400	435,100	528,400
64	279,300	333,400	401,900	436,200	529,400
65	280,300	334,100	402,900	437,100	530,000
66	281,000	335,200	404,000	438,100	530,900
67	282,000	335,900	405,000	439,100	531,800
68	282,900	337,000	406,100	440,000	532,700
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400
71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,800	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,900	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	291,000	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,500	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,500	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,400	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,300	347,800	414,900	450,300	540,500
81	295,200	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,100	349,800	415,600	451,800	
83	297,000	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	

85	298,100	352,400	416,600	453,100
86	298,900	353,000	417,000	453,500
87	299,700	353,600	417,400	453,900
88	300,600	354,200	417,800	454,200
89	301,500	354,800	418,100	454,500
90	302,100	355,200	418,500	454,800
91	302,800	355,600	418,900	455,300
92	303,400	356,100	419,200	455,600
93	304,000	356,600	419,500	455,900
94	304,700	357,000	419,900	456,200
95	305,400	357,500	420,200	456,500
96	306,100	358,000	420,500	456,800
97	306,300	358,600	420,800	457,100
98	306,800	359,100	421,200	457,600
99	307,300	359,500	421,500	457,900
100	307,800	360,000	421,800	458,200
101	308,100	360,400	422,100	458,500
102	308,500	360,900	422,500	
103	308,800	361,200	422,800	
104	309,400	361,700	423,100	
105	309,800	362,200	423,400	
106	310,200	362,600	423,800	
107	310,500	363,100	424,100	
108	310,900	363,600	424,400	
109	311,100	364,000	424,700	
110	311,500	364,500	425,000	
111	311,900	365,000	425,300	
112	312,300	365,400	425,600	
113	312,600	365,800	425,900	
114	313,000	366,200	426,200	
115	313,300	366,700	426,500	
116	313,600	367,100	426,800	
117	313,900	367,500	427,000	
118	314,300	367,900		
119	314,700	368,400		
120	315,100	368,800		
121	315,300	369,100		
122	315,500	369,500		

123	315,800	370,000				
124	316,100	370,300				
125	316,400	370,700				
126	316,600	371,200				
127	316,900	371,700				
128	317,300	372,100				
129	317,600	372,500				
130	317,900	373,000				
131	318,300	373,500				
132	318,500	374,000				
133	318,700	374,500				
134	319,000	375,000				
135	319,300	375,500				
136	319,500	376,000				
137	319,800	376,500				
138	320,000	377,000				
139	320,300	377,500				
140	320,600	378,000				
141	320,900	378,500				
142	321,300					
143	321,700					
144	322,100					
145	322,300					
146	322,700					
147	323,000					
148	323,400					
149	323,600					
150	324,000					
151	324,300					
152	324,700					
153	324,900					
154	325,300					
155	325,700					
156	326,100					
157	326,300					
再雇用 職員	235,600	282,800	293,800	315,700	399,700	534,100

備考 この表は、大学に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手、教務職員に適用する。
別表第3—2(第11条関係) 教育職本給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	160,000	204,000	331,200	416,600
	2	161,500	205,700	333,400	418,600
	3	163,000	207,300	335,500	420,600
	4	164,500	209,000	337,500	422,400
	5	166,100	210,800	339,700	423,900
	6	168,000	212,500	341,600	425,600
	7	169,800	214,300	343,800	427,500
	8	171,600	216,000	345,900	429,400
	9	173,300	217,600	347,600	430,900
	10	175,400	219,500	349,700	432,800
	11	177,400	221,400	351,800	434,700
	12	179,400	223,300	353,900	436,500
	13	181,300	224,800	355,900	438,200
	14	183,600	226,800	358,000	440,000
	15	185,900	228,800	360,100	441,700
	16	188,200	230,800	362,200	443,500
	17	190,200	232,500	363,800	445,300
	18	192,800	235,300	365,700	447,200
	19	195,300	238,100	367,500	449,100
	20	197,800	240,900	369,500	451,000
	21	200,200	243,300	370,800	452,600
	22	201,900	246,100	372,700	454,300
	23	203,600	248,700	374,500	456,200
	24	205,300	251,400	376,400	457,900
	25	206,800	253,900	377,800	459,600
	26	208,300	256,300	379,600	461,200
	27	210,000	258,800	381,400	462,800
	28	211,600	261,100	383,300	464,300
	29	213,200	263,600	385,100	465,700
	30	214,900	266,000	387,000	467,000
	31	216,600	268,200	388,900	468,300
	32	218,300	270,400	390,900	469,600
	33	219,700	272,400	392,800	470,700
	34	221,500	274,700	394,400	471,400
35	223,300	277,000	395,900	472,100	

36	225,100	279,000	397,600	472,800
37	226,600	281,200	399,000	473,400
38	228,400	283,100	400,500	
39	230,200	285,000	401,900	
40	232,000	287,000	403,200	
41	233,600	288,800	404,600	
42	235,300	291,100	406,000	
43	236,900	293,400	407,400	
44	238,500	295,900	408,900	
45	239,900	297,900	410,300	
46	241,200	300,300	411,800	
47	242,500	302,500	413,300	
48	243,700	305,100	414,900	
49	245,200	307,500	416,400	
50	246,700	309,900	418,100	
51	247,900	312,200	419,800	
52	249,400	314,400	421,400	
53	250,500	316,500	422,800	
54	251,700	318,500	424,400	
55	253,100	320,500	426,000	
56	254,100	322,500	427,600	
57	255,300	324,300	429,200	
58	256,300	326,400	430,700	
59	257,400	328,500	431,900	
60	258,600	330,500	433,100	
61	260,000	332,500	434,200	
62	261,000	334,600	435,600	
63	262,400	336,800	437,100	
64	263,500	339,000	438,400	
65	264,800	340,700	439,400	
66	266,200	342,900	440,700	
67	267,600	344,900	441,900	
68	269,200	347,100	443,100	
69	270,600	348,900	444,100	
70	271,800	350,800	445,300	
71	273,000	352,800	446,500	
72	274,200	354,800	447,700	
73	275,500	356,500	448,900	

74	276,700	358,400	449,400
75	278,000	360,200	449,800
76	279,000	362,100	450,200
77	280,200	363,900	450,900
78	281,500	365,600	
79	282,800	367,300	
80	284,100	368,900	
81	285,000	370,300	
82	286,300	371,900	
83	287,600	373,500	
84	288,900	375,000	
85	289,600	376,100	
86	290,800	377,500	
87	291,800	378,900	
88	293,000	380,200	
89	294,000	381,400	
90	295,100	382,700	
91	296,300	383,900	
92	297,500	385,200	
93	298,100	386,200	
94	299,000	387,500	
95	300,000	388,900	
96	301,100	390,200	
97	302,300	391,500	
98	303,400	392,500	
99	304,400	393,600	
100	305,500	394,600	
101	306,400	395,300	
102	307,500	396,300	
103	308,600	397,400	
104	309,600	398,500	
105	310,200	399,500	
106	311,000	400,300	
107	311,800	401,100	
108	312,500	401,900	
109	313,500	402,700	
110	313,700	403,600	
111	314,200	404,400	

112	314,800	405,200
113	315,400	406,100
114	315,900	406,800
115	316,500	407,500
116	317,100	408,200
117	317,500	408,600
118	318,000	409,200
119	318,400	409,700
120	318,900	410,200
121	319,200	410,500
122	319,800	410,800
123	320,400	411,100
124	321,000	411,300
125	321,400	411,500
126	321,700	411,800
127	322,000	412,100
128	322,200	412,300
129	322,400	412,500
130	322,700	412,800
131	323,000	413,100
132	323,300	413,300
133	323,500	413,500
134	323,700	413,800
135	323,900	414,100
136	324,300	414,300
137	324,500	414,500
138	324,700	414,800
139	325,000	415,100
140	325,300	415,300
141	325,500	415,500
142	325,700	415,800
143	326,000	416,100
144	326,200	416,300
145	326,500	416,500
146	326,700	
147	326,900	
148	327,100	
149	327,500	

	150	327,700			
	151	327,900			
	152	328,200			
	153	328,500			
再雇用職員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考

(1) この表は、特別支援学校に勤務する校長(専任に限る。)、副校長、教諭、養護教諭に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で別に定めるものの本給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3—3(第11条関係) 教育職本給表(三)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	160,000	175,800	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	295,600	408,300
	3	163,000	180,000	298,500	409,900
	4	164,500	182,200	300,900	411,500
	5	166,100	184,200	303,400	412,600
	6	168,000	186,500	305,700	414,000
	7	169,800	188,800	308,000	415,500
	8	171,600	191,100	310,400	417,100
	9	173,300	193,100	312,800	418,400
	10	175,400	195,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,600	317,900	421,400
	12	179,400	201,300	320,800	422,800
	13	181,300	204,000	323,200	424,300
	14	183,600	205,700	325,100	425,600
	15	185,900	207,300	327,000	426,900
	16	188,200	209,000	329,100	428,200
	17	190,200	210,800	331,200	429,500
	18	192,800	212,500	333,400	430,800
	19	195,300	214,300	335,500	432,000
	20	197,800	216,000	337,500	433,300
	21	200,200	217,600	339,700	434,400
	22	201,900	219,500	341,600	435,600
	23	203,600	221,400	343,800	437,000
	24	205,300	223,300	345,900	438,300

25	206,800	224,800	347,600	439,600
26	208,300	226,800	349,400	440,800
27	210,000	228,800	351,300	441,800
28	211,600	230,800	353,200	442,900
29	213,100	232,500	355,000	443,900
30	214,800	235,300	356,800	444,700
31	216,500	238,100	358,500	445,500
32	218,200	240,900	360,400	446,400
33	219,500	243,300	361,700	447,300
34	221,200	246,100	363,400	447,800
35	222,900	248,700	364,900	448,300
36	224,600	251,400	366,700	448,800
37	226,000	253,900	368,500	449,300
38	227,700	256,300	370,100	
39	229,400	258,800	371,500	
40	231,100	261,100	373,200	
41	232,600	263,600	374,100	
42	234,300	266,000	375,500	
43	235,900	268,200	376,900	
44	237,500	270,400	378,400	
45	239,200	272,400	379,700	
46	240,700	274,700	381,400	
47	242,000	277,000	383,100	
48	243,400	279,000	384,700	
49	244,600	281,200	386,100	
50	246,000	283,100	387,600	
51	247,400	285,000	389,100	
52	248,600	287,000	390,500	
53	249,700	288,800	391,400	
54	251,100	291,100	392,800	
55	252,300	293,400	394,100	
56	253,300	295,900	395,100	
57	254,500	297,900	396,200	
58	255,700	300,300	397,300	
59	256,800	302,500	398,400	
60	258,000	305,100	399,700	
61	259,300	307,500	400,800	
62	260,100	309,900	402,000	

63	261,300	312,200	403,400
64	262,200	314,400	404,700
65	263,300	316,500	406,100
66	264,700	318,500	407,300
67	265,800	320,500	408,500
68	267,100	322,500	409,600
69	268,700	324,300	410,600
70	270,200	326,400	411,700
71	271,500	328,500	412,800
72	272,900	330,500	413,900
73	273,900	332,400	414,800
74	274,900	334,500	415,600
75	276,100	336,700	416,300
76	277,100	338,900	416,800
77	278,300	340,700	417,100
78	279,400	342,600	417,600
79	280,600	344,300	418,100
80	281,800	346,100	418,600
81	282,900	347,900	418,800
82	283,800	349,800	419,100
83	285,000	351,300	419,500
84	286,200	353,200	419,700
85	287,100	354,400	420,000
86	288,000	356,000	420,400
87	288,700	357,500	420,800
88	289,700	359,000	421,100
89	290,700	360,300	421,500
90	291,600	361,600	421,800
91	292,500	363,000	422,100
92	293,300	364,400	422,300
93	293,600	365,900	422,500
94	294,300	367,200	
95	295,000	368,500	
96	295,800	369,700	
97	296,600	370,500	
98	297,400	371,600	
99	298,200	372,700	
100	298,900	373,800	

101	299,800	374,400
102	300,300	375,300
103	300,800	376,200
104	301,300	377,100
105	301,500	378,000
106	301,800	379,000
107	302,100	379,900
108	302,300	380,900
109	302,500	381,900
110	302,700	382,800
111	302,900	383,700
112	303,200	384,600
113	303,500	385,300
114	303,700	386,300
115	304,000	387,300
116	304,300	388,300
117	304,700	389,100
118	305,000	389,700
119	305,300	390,400
120	305,600	391,100
121	305,800	391,700
122	306,000	392,500
123	306,200	393,200
124	306,500	393,900
125	306,800	394,400
126		395,200
127		395,800
128		396,500
129		397,200
130		397,700
131		398,100
132		398,500
133		399,000
134		399,300
135		399,600
136		399,900
137		400,200
138		400,500

	139			400,800		
	140			401,100		
	141			401,400		
	142			401,700		
	143			402,000		
	144			402,300		
	145			402,500		
	146			402,800		
	147			403,100		
	148			403,300		
	149			403,500		
	150			403,800		
	151			404,100		
	152			404,300		
	153			404,500		
	154			404,800		
	155			405,100		
	156			405,300		
	157			405,500		
再雇用職員			225,200	271,100	324,400	405,200

備考

(1) この表は、中学校、小学校、幼稚園に勤務する校長(専任に限る。)、園長(専任に限る。)、副校長、副園長、教諭、養護教諭及び栄養教諭に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で別に定めるものの本給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4—1(第11条関係) 医療職本給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員以外		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800

の 職 員	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	

45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		

83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600				
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000				
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400				
86		289,500	325,400	346,300					
87		289,700	325,600	346,600					
88		289,900	326,000	346,900					
89		290,300	326,400	347,300					
90		290,500	326,800	347,600					
91		290,700	327,200	348,000					
92		290,900	327,600	348,300					
93		291,300	327,900	348,700					
94		291,500	328,100	349,000					
95		291,700	328,500	349,300					
96		292,000	328,800	349,600					
97		292,400	329,000	349,900					
98		292,700	329,300	350,300					
99		292,900	329,600	350,700					
100		293,200	329,900	351,100					
101		293,500	330,100	351,600					
102		293,700	330,400	352,000					
103		293,900	330,800	352,400					
104		294,200	331,000	352,800					
105		294,500	331,200	353,300					
106			331,400						
107			331,800						
108			332,000						
109			332,200						
110			332,600						
111			333,000						
112			333,400						
113			333,600						
再 雇 用 職 員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500	

備考 この表は、病院、保健管理センター等に勤務する薬剤師、栄養士、その他別に定める医療技術職員に適用する。

別表第4—2(第11条関係) 医療職本給表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700	

35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		

73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	

111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				

149	304,500	336,100						
150	304,700	336,500						
151	305,000	336,900						
152	305,300	337,300						
153	305,700	337,600						
154	305,900							
155	306,100							
156	306,400							
157	306,700							
158	307,000							
159	307,300							
160	307,600							
161	308,000							
162	308,300							
163	308,600							
164	308,900							
165	309,300							
166	309,600							
167	309,900							
168	310,200							
169	310,600							
再雇用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600	

備考 この表は、病院、保健管理センター等に勤務する助産師、看護師、准看護師に適用する。

別表第5 本給の調整額(第21条関係)

勤務箇所	職員	調整数
1 各学部等	(1)大学院の研究科の授業を常時担当するもの及びこれに準ずる者で教授、准教授、講師又は助教(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの(学長の定める者に限る。)	3
	(2)大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士課程、大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻を担当する者((1)に掲げる者を除く。)	2
	(3)大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)	1
	(4)大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教又は助手で学長の定めるもの	
2 水産学部	(1)練習船に乗り組み、実習生を直接教育する教員である船	2

	長、航海士	
	(2)練習船に乗り組む職員で海事職本給表(二)の適用を受けるもの	2
3 研究支援センター	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員(学長の定める者に限る。)	1
4 大学院医歯学総合研究科	危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
5 附属病院	(1)結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2)結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師 (3)結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 (4)危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者及び病理細菌技術者の助手 (5)放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者及びその補助業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者の助手	2
	(6)集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(ICU及びNICUに限る。)(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長並びに集中治療病棟に勤務する看護師、助産師、准看護師及び看護助手 (7)集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師(学長の定める者に限る。))並びに患者の環境調査、患者及び家族の医療、身上相談等を行うことを常態とするもの (8)受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員(学長の定める者に限る。)	1
6 教育学部 附属特別支	(1)特殊教育に直接従事することを本務とする教諭及び助教諭	2

援学校	(2) 養護教諭及び養護助教諭	
-----	-----------------	--

別表第6 調整基本額表(第21条関係)

一般職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

一般職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

海事職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	7,000円
2級	8,600円
3級	10,600円
4級	12,200円
5級	12,800円
6級	14,100円
7級	15,200円

海事職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	7,800円
3級	9,200円
4級	9,500円
5級	9,900円
6級	10,800円

教育職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	10,500円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,000円
6 級	16,300円

教育職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	11,100円
3 級	12,000円
4 級	13,100円

教育職本給表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	8,400円
2 級	11,000円
3 級	11,500円
4 級	12,700円

医療職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	6,200円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円
8 級	13,800円

医療職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円
7 級	12,500円

別表第7 管理職手当(第22条関係)

組織	職名	区分
	副学長	3種
	学長補佐	6種
事務局	事務局長	1種
	部長	2種
	課長	4種
	総務部労務調査室長	
附属図書館	館長	2種
学部	学部長	2種
	副学部長	7種
	事務部長	2種
	課長	4種
	事務長	4種
	学科長	7種
	教育研究評議員	4種
附属病院	病院長	2種
	副病院長	7種
	事務部長	2種
	課長	4種
	薬剤部長	4種
	看護部長	2種
	副看護部長	4種
	臨床技術部長	4種
大学院	研究科長 ※	3種
	副研究科長	7種
	事務部長	2種
	課長	4種
教育学部附属学校	校長	4種
	副校長	4種
	副園長	5種
	教頭	5種
機構、学内共同教育研究施設及び学部等附属教育研究施設(以下「施設等」という。)	学長が別に定める基準により決定された施設等の長	4種又は5種
ヒトレトロウイルス学共同研究センター	センター長	4種
	キャンパス長	6種
附属練習船	かごしま丸船長	2種

	南星丸船長	3種
	かごしま丸機関長	3種
	南星丸機関長	4種
監査室	室長	4種

※ 別に定める職員は、上位の支給区分とする。

別表第7の2 管理職手当(第22条関係)

1 一般職本給表(一)

職務の級	区分	管理職手当額
9級	1種	130,300円
8級	1種	117,100円
	2種	94,000円
7級	2種	88,500円
	3種	77,400円
6級	2種	83,100円
	3種	72,700円
	4種	62,300円
5級	3種	69,400円
	4種	59,500円
	5種	49,600円
4級	5種	46,300円

2 海事職本給表(一)

職務の級	区分	管理職手当額
6級	2種	99,400円
	3種	87,000円
5級	2種	92,700円
	3種	81,100円
	4種	69,500円
4級	3種	74,900円
	4種	64,200円

3 教育職本給表(一)

職務の級	区分	管理職手当額
5級	2種	106,900円
	3種	93,500円
	4種	80,200円
	5種	66,800円
	6種	40,100円
	7種	26,700円
4級	2種	91,700円

	3種	80,300円
	4種	68,800円
	5種	57,300円
	6種	34,400円

ただし、教育学部附属学校校長は86,800円とする。

4 教育職本給表(二)

職務の級	区分	管理職手当額
4級	4種	68,300円
3級	4種	65,000円
	5種	54,400円
2級	5種	52,200円

5 教育職本給表(三)

職務の級	区分	管理職手当額
4級	4種	65,200円
3級	4種	64,500円
	5種	53,800円
2級	5種	51,100円

6 医療職本給表(一)

職務の級	区分	管理職手当額
7級	4種	65,700円
6級	4種	62,300円
	5種	51,900円
5級	4種	58,900円
	5種	49,100円

7 医療職本給表(二)

職務の級	区分	管理職手当額
7級	2種	88,300円
6級	2種	86,700円
5級	2種	79,000円
	4種	59,200円
4級	4種	53,700円

別表第8 初任給調整手当(第23条関係)

期間の区分	金額
6年未満	50,800円
6年以上7年未満	49,000円
7年以上8年未満	47,200円
8年以上9年未満	45,400円
9年以上10年未満	43,600円

10年以上11年未満	41,800円
11年以上12年未満	40,000円
12年以上13年未満	38,200円
13年以上14年未満	36,400円
14年以上15年未満	35,000円
15年以上16年未満	33,600円
16年以上17年未満	32,200円
17年以上18年未満	30,800円
18年以上19年未満	29,400円
19年以上20年未満	28,000円
20年以上21年未満	26,600円
21年以上22年未満	26,000円
22年以上23年未満	25,400円
23年以上24年未満	24,400円
24年以上25年未満	23,800円
25年以上26年未満	23,200円
26年以上27年未満	22,600円
27年以上28年未満	22,000円
28年以上29年未満	21,200円
29年以上30年未満	20,900円
30年以上31年未満	20,500円
31年以上32年未満	19,900円
32年以上33年未満	19,000円
33年以上34年未満	18,100円
34年以上35年未満	17,400円

別表第9 特殊勤務手当(第29条関係)

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
高所作業手当	①農学部又は大学院連合農学研究科に所属する職員が、地上10メートル以上の樹木上で行う種子採取等の作業に従事したとき。	220円	1日
	②①の作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたとき。	320円	
	③施設部に所属する職員が、地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行われる営繕工事の監督に従事したとき。	200円	
	④③の作業が地上30メートル以上の箇所で行われたとき。	300円	

死体処理手当	①医歯学総合研究科の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている一般職本給表の適用を受ける職員が、当該教室における死体の処理作業に従事したとき。		3,200円	1日
	②一般職本給表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。 (ただし、同一の日に①の作業及び②の作業に従事した場合には、②の作業に係る手当は支給しない。)		1,000円	
放射線取扱手当	①診療放射線技師若しくはエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。 ②職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であった場合における、その期間中に当該職員が従事した放射線業務(①の業務を除く。)		230円	1日
山上等作業手当	一般職本給表の適用を受ける職員が、農学部附属演習林高隈演習林において、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したとき。		260円	1日
夜間看護等手当	助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。	深夜の全部を含む勤務	7,300円	1回
		深夜における勤務時間が4時間以上	3,550円	
		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満	3,100円	
	職員が、上記の勤務の交替に伴う通勤(自動車等を利用する場合を除く。)を行う場合には、通勤距離に応じて次の額を加算	通勤距離が片道2km以上5km未満	380円	
		通勤距離が片道5km以	760円	

	する。	上10km未満 通勤距離が片道10km以 上	1,140 円	
教員特殊業 務手当	附属小学校、中学校、特別支援学校又は 幼稚園に所属する副校長、副園長又は教 頭が学校の管理下において行われる部活 動(正規の教育課程としてのクラブ活動に 準ずる活動をいう。)における児童又は生 徒に対する指導業務で休日に従事したと き。		1,200 円	1日
多学年学級 担当手当	附属小学校又は中学校の2以上の学年の 児童又は生徒で編制されている学級を担 当する教諭又は助教諭で次の各号に掲げ る者以外の者が当該学級における授業又 は指導に従事したとき。 1 2以上の学年の児童又は生徒で編制 されている学級における担当授業時間 数がその者の担当授業時間数の2分の 1に満たない者 2 2以上の学年の児童又は生徒で編制 されている学級における担当授業時間 数が1週間につき12時間に満たない者	1 3の学年の児童又 は生徒で編制されて いる学級における授 業又は指導	350円	1日
		2 2の学年の児童又 は生徒で編制されて いる学級における授 業又は指導	290円	
手術部看護 手当	附属病院に勤務する医療職(二)本給表の 適用を受ける職員が、手術部における看 護業務に従事したとき。		10,00 0円	1月
特定看護師 手当	看護師長、副看護師長、助産師又は看護 師(以下「看護師長等」という。)が保健 師助産師看護師法(昭和23年法律第203号) 第37条の2第2項第5号に規定する指定 研修機関を修了し、厚生労働省の「看護 師特定行為」の対象となる行為・業務に 従事したとき。	大学院NPコースを修了 した看護師長等	30,00 0円	1月
		区分別研修又は領域別 パッケージ研修を修了 し、5年以上経過して いる看護師長等	10,00 0円	
専門看護師 等手当	公益社団法人日本看護協会による専門看 護師若しくは認定看護師の認定を受けて いる看護師長等又は日本精神科看護協会 による認定看護師の認定を受けている看 護師長等で、当該認定に係る看護分野の 業務に従事したとき。ただし、看護師長 等が専門看護師及び認定看護師の認定を	専門看護師の認定を受 けている看護師長等 認定看護師の認定を受 けている看護師長等 (ただし、認定看護師 教育課程修了後5年以 上経過した者)	10,00 0円 5,000 円	1月

	受けている場合は、専門看護師に係る専門看護師等手当のみを支給する。		
新型コロナウイルス感染症業務従事手当	①新型コロナウイルス感染症と診断された患者の診療、看護、検査等の業務であって、その身体に接触する業務又は長時間にわたり接して行う業務その他これらに準ずる業務に従事したと病院長が認めたとき。		4,000円
	②新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の診療、看護、検査等の業務であって、その身体に接触する業務又は長時間にわたり接して行う業務その他これらに準ずる業務に従事したと病院長が認めたとき。ただし、同一の日には、②の業務に係る手当は支給しない。		2,000円

別表第10 期末手当(第40条関係)

1 一般職本給表適用者

本給表	職務の級	加算割合
一般職(一)	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
一般職(二)	5級	
一般職(一)	3級	100分の5
一般職(二)	4級・3級	

2 海事職本給表適用者

本給表	職務の級	加算割合
海事職(一)	7級	100分の20
海事職(一)	6級	100分の15
海事職(一)	5級・4級	100分の10
海事職(二)	6級	
海事職(一)	3級	100分の5
海事職(二)	5級・4級	

3 教育職本給表適用者

本給表	職務の級	加算割合
教育職(一)	5級	100分の15
教育職(二)	4級	
教育職(三)		

教育職(一)	4級・3級	100分の10
教育職(二)	3級	
教育職(三)		
教育職(一)	2級・1級	100分の5
教育職(二)	2級	
教育職(三)		

備考 本給表欄及び職務の級欄の一般職本給表(二)3級、教育職本給表(一)2級及び1級、教育職本給表(二)2級及び教育職本給表(三)2級の職員の加算割合適用については、学長が定める経験年数以上の者に限る。

4 医療職本給表適用者

本給表	職務の級	加算割合
医療職(一)	6級以上	100分の15
医療職(二)	6級以上	
医療職(一)	5級	100分の10
医療職(二)	5級・4級	
医療職(一)	4級・3級・2級	100分の5
医療職(二)	3級・2級	

備考 本給表欄及び職務の級欄の医療職本給表(一)2級及び医療職本給表(二)2級の職員の加算割合適用については、学長が定める経験年数以上の者に限る。